

第 257 回 広島県都市計画審議会 議事録

- 1 日 時 令和7年8月8日(金) 13:30～14:25
- 2 場 所 北館第1会議室(Web 会議併用)
- 3 出席委員 別紙の通り
- 4 議 題 等 付議案件 2件
- 5 担当部署 広島県 土木建築局 都市計画課 施設計画グループ
(082)513-4117(ダイヤルイン)

目 次

1 開会	1
2 議事	1
第 1 号議案 東広島都市計画区域区分の変更について	2
第 2 号議案 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の新築について	7
3 閉会	12

広島県土木建築局都市計画課

1 開会

開会 13:30

- 司会** 定刻となりましたので、ただ今から、第 257 回広島県都市計画審議会を開催します。
はじめに、審議会を傍聴される方々にお願い申し上げます。

本日受付にて配布しました「傍聴に際しての遵守事項」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

- 司会** 委員の皆様にはご多用のところご出席いただき誠にありがとうございます、それでは本日の会議資料についてご確認をお願いします。

本日お手元には「次第、委員名簿、配席表、議案集」と「資料1から資料2」までの3種類の説明スライド資料をお配りしております。

会議資料について不足はございませんでしょうか。

- 司会** では、委員名簿をご覧ください。本日は名簿のお名前の右側にオンライン出席と記した4名の委員の皆様は、WEB 会議システムを通じご出席いただいております。

回線状況等により、音声聞き取りにくい場合などには、進行を調整させていただくことがございます。何卒ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本日の会議時間は、2議案で約1時間半を予定しております。

それでは、これからの議事は、審議会運営規程第5条により、会長が「会議の議長」となっておりますことから、藤原会長、よろしくお願いします。

- 藤原会長** はい、皆様こんにちは。今日もどうぞよろしくお願い致します。

- 藤原会長** それでは、本日の出席委員から確認をさせていただきます。

この会場に 13 名、オンライン出席の委員が3名、合計 16 名でございます。

なお、村田委員におかれましては所用のため途中からの参加を予定しております。

2分の1以上の出席となりますので、審議会条例第5条により、この会は有効に成立します。これより第 257 回広島県都市計画審議会を開会します。

- 藤原会長** まず、議事録署名委員を指名させていただきます。

今回は、西名委員・宇田委員、お二人にお願いします。

2 議事

- 藤原会長** それでは、議事次第に沿って進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

本日は、お手元の次第にございますように付議案件が「2件」ございます。

第1号議案につきましては、都市計画の変更に関する議案、第2号議案につきましては、都市計画上の都市施設の決定ではなく、建築基準法第 51 条ただし書きにより都市計画において敷地の位置が決定していない処理施設等の用途の建築物で、この建築物の建築が都市計画上支障ないかを審議していただくものとなります。

東広島市建築指導課が諮問する議案となります。

それでは、まず第1号議案について事務局から説明をお願いします。

第 1 号議案 東広島都市計画区域区分の変更について

○都市計画課長 失礼します、都市計画課長の梶村と申します。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

まずは資料の画面共有をします。第1号議案についてご説明致します。

本議案は、東広島都市計画区域につきまして、区域区分の変更を行うものでございます。

前方のスライドでご説明します。なお、お手元の配付資料では資料1になります。

説明時間は約 25 分を予定しています。

まず、区域区分についてご説明します。

区域区分とは、都市計画区域内での無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、「市街化区域」と「市街化調整区域」との区分を定めるものです。

「市街化区域」とは、道路や下水道などの公共施設の整備を優先的に進め、計画的に良好な市街地形成を図る区域です。

「市街化調整区域」は農地などの保全を優先し、市街化を抑制する区域です。

「特定保留区域」は、計画的な市街地整備の実施の見通しがあり、市街化区域とすることが妥当とされる地区のうち、市街地の形成に相当期間を要するなど、市街化区域への編入要件が整っていない地区を位置付け、編入要件が整った時点で市街化区域に編入する区域です。

次に、区域区分を有する都市計画区域についてご説明します。

本県には、3つの区域区分を有する都市計画区域、いわゆる線引き都市計画区域があり、赤色で示しております「広島圏都市計画区域」と、青色で示しております「備後圏都市計画区域」と、黄色で示しております「東広島都市計画区域」がございます。

今回は、このうち黄色の「東広島都市計画区域」について区域区分の変更を行うものです。

次に、今回の区域区分の見直しについては、逆線引きの取組に伴う変更も含まれておりますので、逆線引きの取組概要について簡単にご説明します。

逆線引きとは、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である「市街化区域」を、市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」に見直すことを言います。

本県におきましては、市街化区域内の土砂災害特別警戒区域・土砂レッド区域を対象に、市街化調整区域に見直しを行うことで、災害リスクの高い区域における宅地化等による都市的土地利用を抑制し、災害リスクの低い区域への居住の誘導を図ってまいります。

次に、逆線引きの必要性についてご説明します。

土砂災害特別警戒区域の指定箇所数が、全国最多である本県におきましては、本取組を推進することにより、災害リスクの高い区域における都市的土地利用を抑制し、災害リスクの低い区域への居住誘導を図っていく必要があります。

次に、本取組の目標についてご説明します。

本取組では、概ね 20 年後までに市街化区域内の土砂災害特別警戒区域の逆線引きが概ね完了することを目標とし、概ね一世代の期間が経過した 50 年後には、災害リスクの高い区域に居住する人がほとんどいない状況を目指します。

次に、逆線引きの実施方針についてご説明します。

本県には全国最多の土砂災害特別警戒区域が指定されており、対象箇所が非常に多いことや、土地所有者に対して土砂災害特別警戒区域における土地利用の危険性や、規制の必要性について理解を促す必要があることから、段階的に進めていくこととしております。

まずは、都市的土地利用の広がりを防ぎ、低未利用地への居住や店舗等の新築を抑制する観点から、市街化区域の縁辺部で、住宅・店舗・工場等の都市的土地利用が行われていない低未利用地、図の赤色で塗りつぶしている箇所から先行実施してまいります。

先行的に実施する箇所の例でございます。

左側の航空写真のとおり、青の点線が区域区分線でございます。

この区域区分線にまたがる土砂災害特別警戒区域のうち、市街化区域内がすべて低未利用地の箇所を対象に、右側の図面のとおり、市街化調整区域に編入致します。

次に、本取組のこれまでの経緯についてご説明します。

令和3年7月に、本審議会に取組方針案を報告させていただき、取組方針を策定しております。

その後、8月からホームページ等を活用した広報活動を、12月から市町による個別説明や説明会開催等による地元調整を経て、令和4年度末に先行的に実施する箇所、約500箇所を決定しました。

令和5年6月から、市町から都市計画変更素案の申し出を受け、公聴会や案の縦覧等の都市計画手続きを行い、令和7年3月に「広島圏都市計画区域」と「備後圏都市計画区域」について、都市計画変更の告示を行ったところです。

「東広島都市計画区域」については、令和6年12月の案の縦覧において提出された意見書を踏まえ、案の変更を行ったことから、変更した案により令和7年4月に再度縦覧を行っております。

意見書の要旨と事務局の考え方は後程ご説明します。

次に、今回の区域区分の見直しではこれまで主にご説明した逆線引きを行う箇所以外の見直しも行っておりますので、区域区分見直しの基本的な考え方についてご説明します。

まず、市街化区域の規模は、都市計画区域マスタープランの目標年次である、令和12年における市街化区域の規模を上限とします。

市街化区域への編入にあたっては、計画的な市街地の整備が必要かつ、確実なことなどの条件を満たす土地を対象として行います。

次に、市街化調整区域への編入にあたっては、先ほどご説明しました逆線引きを先行的に実施する土地を対象として行います。

なお、特定保留区域については、現時点で市街化区域への編入要件が整っていない地区を位置付け、編入要件が整った時点で市街化区域に編入致します。

次に、都市計画区域マスタープランで示す市街化区域の規模について、ご説明します。

人口や産業の将来予測に基づき、令和12年の市街化区域の規模を設定しております。

東広島都市計画区域では基準年次である平成27年の市街化区域面積は2,736 haで、目標年次である令和12年の市街化区域の規模は概ね3,543 haとしております。

基準年次の平成27年以降に、令和4年の定期見直し等において区域区分の見直しを行った結果、現時点での保留フレームは約551 haとなっており、これを上限として、市街化区域への編入等を行うこととなります。

ここからは東広島都市計画区域区分の具体的な変更内容についてご説明致します

まず、東広島都市計画区域の現在の区域区分の状況についてご説明します。

外の黒い線で示した範囲が「都市計画区域」で、このうち赤色で着色した範囲が「市街化区域」、無色の範囲が「市街化調整区域」でございます。

次に、これまでの定期見直しの経緯についてご説明します。

区域区分の定期見直しとは、都市計画区域マスタープランの改定に合わせて定期的

に行う見直しで、都市計画区域マスタープランに示す市街化区域の規模等に基づいて見直しを行います。

東広島都市計画区域の区域区分は、昭和 51 年に当初決定し、その後、令和4年まで4回にわたって定期見直しを行っております。

今回は定期見直しではなく、随時見直しとなり、本年9月に区域区分の変更告示を行う予定としております。

次に、今回の見直し概要について、ご説明致します。

上から順に、市街化調整区域から市街化区域に編入する箇所が、3地区の約 2.2 ha、特定保留区域が、2地区の約 16.3 ha、逆線引きに係る箇所が、31 地区の約 2.1 ha です。

これにより、変更後の市街化区域面積は約 2,992 ha となり、今回の見直しに伴う増減はなく、都市計画区域マスタープランにおいて定める市街化区域の規模である、約 3,543 ha 以内となっております。

次に、今回の見直し箇所です。

説明用の旗上げをいくつかしておりますが、赤色の枠が市街化区域への編入、青色の枠が特定保留区域、黒色の枠が市街化調整区域への編入、を示しております。

変更内容について順にご説明します。

まず、市街化区域編入箇所の一覧でございます。

対象箇所は、3地区、約 2.2 ha です。

具体的な箇所については箇所図で説明いたします。

市街化区域への編入箇所図です。

1つ目「御薗宇下長者地区」は、民間事業者による住宅団地の建設が計画されている箇所です。

2つ目「田口ツ橋地区」は、民間事業者による工業施設の建設が計画されている箇所です。

3つ目「丸山長尾地区」は、民間事業者による業務施設の建設が計画されている箇所です。

次に、特定保留区域一覧です。

対象箇所は、2地区、約 16.3 ha です。 特定保留区域の箇所図です。

まず「吉川工業団地北地区」は、吉川工業団地に隣接しており、団地内の工場の拡張が計画されている箇所です。

次に「寺家板橋地区」は、道の駅に隣接しており、商業施設の開発が計画されている箇所です。

これらの地区は、事業が具体化し、市街地形成が確実となるまで、市街化区域への編入を保留します。

次に、逆線引きに係る箇所の一覧です。対象箇所は、31 地区、約 2.1 ha です。

逆線引きの箇所図です。図に記載の 31 地区について、市街化調整区域に編入します。

案の縦覧の状況等についてご説明します。

都市計画法第 17 条に基づき、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供しなければならないこととされていることから、令和6年 12 月9日から 23 日まで2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出が2通ございました。

意見書の内容を踏まえて、案の見直しを行い、改めて、案の縦覧を行いました。

見直し後の案について、令和7年4月 14 日から 28 日まで、2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出が1通ございました。

これら3通の意見書の要旨と事務局の考え方についてご説明します。

ここからは画面と共に、お手元の資料1-2の「意見書の要旨及び意見書に対する事務局の考え方」によりご説明しますので、あわせてご覧頂ければと思います。

なお、事務局の考え方については、いずれにつきましても、変更素案の提案を行う東広島市も同様の意見であることを確認しております。

ご意見をいただきました箇所に関する地図を、前方のスライドに投影しておりますので、あわせてご覧ください。

なお、地図については、個人が特定できないように、配慮したものを使用し、ご説明させていただきます。

最初に、市街化区域への編入に関するご意見です。お手元の資料1-2ですと1ページになります。

ご意見のあった箇所をスクリーンでお示しますと、こちらでございます。ポインターで示したこちらの方でございます。

当該意見書提出により、案の見直しを行っております。

ご意見の要旨としまして、対象の土地について、現時点において、合意に至る具体的な出店希望がないことから、市街化区域への編入を撤回してほしい、というものです。

このご意見に対する事務局の考え方としまして「市街化区域への編入については、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」としております。

対象の土地については、小売店舗の立地を前提とした要望を踏まえ、市街地の形成が確実と考えておりましたが、当該意見書提出により、市街地の形成に期間を要する見込みとなったことから、案を変更し、市街化区域編入予定箇所に含めないこととしました。

次の意見です。市街化調整区域への編入に関する意見です。

令和6年12月に行った1回目の縦覧で1通、令和7年4月に行った2回目の縦覧で1通の、計2通のご意見をいただきました。

資料の1-2では2ページと3ページになります。

ご意見をいただきました箇所に関する地図を、前方のスライドに投影しておりますので、あわせてご覧ください。

なお、ご意見をいただいたのは2通とも同じ箇所に関するものであり、スクリーンの地図上でお示しますと、こちらの方になります。ポインターで示したこちらの方になります。

1通目のご意見の要旨としまして、市街化区域内に所有している土地について、次の2点を踏まえて市街化調整区域にしてほしいというものです。

1点目として「対象の土地は西日本豪雨で被災した地域であり、また2箇所の土砂災害警戒区域が重なっており、市街化すべき土地ではない」という点。

2点目として「同じ集落であるにも関わらず、西隣りの家は農家ではないのに市街化調整区域に指定されており、農家である対象の土地が市街化区域であるのは不平等である」という点です。

このご意見に対する事務局の考え方としまして、市街化区域の当初決定にあたっては、既成市街地やこれに接続した区域、市街化の進行している区域など、土地利用状況や建物の連担状況等を勘案して定められたものと考えております。

今回の区域区分の見直しにあたり、市街化調整区域に編入する場合は、市街地の形成が見込めない土地の区域や、土砂災害の発生の恐れのある区域として「土砂災害特別警戒区域」が含まれる区域を対象にすることとしております。

対象の土地は、現に宅地として都市的土地利用がされていること、東広島市立地適正化計画で居住誘導区域に設定されていること、1箇所の土砂災害警戒区域が指定されて

いるものの、土砂災害特別警戒区域は含まれないことから、市街化調整区域に編入しないことが適当であると考えております。

なお、対象の土地を含む周辺地域について、今後の宅地化の進行状況など、土地利用の変化を考慮しながら、東広島市と連携し、区域区分の変更を検討することとしております。

続きまして、2通目の意見につきましては、資料の3ページ目に記載しております。

こちらのご意見の要旨につきましては市街化区域内に所有している土地について、固定資産税評価額が、前年よりも高額になり、生活がさらに困窮しているため、市街化調整区域に編入してほしい、または、特定保留区域にしてほしい。なお、同一道路に面する隣家の宅地は市街化調整区域に指定されており土地評価額は対象の土地よりも低いというものです。

このご意見に対する事務局の考え方としまして、繰り返しのご説明になりますが、今回の区域区分の見直しにあたり、市街化調整区域に編入する場合は、市街地の形成が見込めない土地の区域や、土砂災害の発生の恐れのある区域として「土砂災害特別警戒区域」が含まれる区域を対象にすることとしております。

また、特定保留区域については、計画的な市街地整備の実施の見通しがあり、市街化区域とすることが妥当とされる地区のうち、市街地の形成に相当期間を要するなどにより、市街化区域への編入要件が整っていない地区を位置付けるものでございます。

対象の土地は、現に宅地として都市的土地利用がなされており、また、土砂災害特別警戒区域は含まれていないことから、市街化調整区域、または、特定保留区域に編入しないことが適当であると考えております。

以上が、意見書に対する事務局の考え方でございます。

最後に、第1号議案に係る案に関しまして、東広島市からは異存のない旨の回答をいただいておりますことをご報告します。

以上で、第1号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○**藤原会長** ありがとうございます。それでは議案の審議に入ります。

まず会場参加の皆様方からご意見・ご質問等をいただき、そのあとオンライン参加の方々からお願いしたいと思います。

それでは、まず会場参加の皆様方からご質問・ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

次にオンラインでの参加の皆様方、何かご質問・ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

それでは特に無いようでございますので、第1号議案につきましては原案通りと決してよろしいでしょうか？

○**委員一同** 異議なし。

○**藤原会長** ありがとうございます。

ご異議がございませんので、第1号議案につきましては原案通りと致します。

○**司会** 失礼します。ここで説明者が交代致しますので少々お待ちください。

第 2 号議案 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の新築について

○東広島市 失礼致します、東広島市建築指導課長の佐古でございます。

本日のご審議、どうぞよろしくお願いいたします。ここからは、着座にてご説明させていただきます。

○藤原会長 はい、それでは第2号議案につきまして事務局からご説明をお願いします。

○東広島市 失礼致しました、それでは説明させていただきます。

第2号議案「産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の新築について」ご説明いたします。

この議案は、現在東広島市内で操業しております産業廃棄物の中間処理施設において、既存の建築物の建替えを行い、新たに破碎施設を導入する計画があり、これらの行為が「産業廃棄物処理施設の新築工事」に該当することから、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、敷地の位置が都市計画上支障がないかをご審議いただくものでございます。

それでは、スクリーンをご覧ください。

まず、本都市計画審議会に諮問致します法令上の根拠について、ご説明します。

建築基準法第 51 条の規定において「都市計画区域内においては、卸売市場やごみ処理場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその位置が決定しているものでなければ、新築・増築してはならない」とされております。

この規定には、ただし書きがございまして「ただし、特定行政庁が都道府県の都市計画審議会の議を得て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りではない」とされており、この度の申請は、このただし書きの規定によるものでございます。

なお「特定行政庁が認めて許可した場合」とございますが、この度の申請における特定行政庁は東広島市長でございます。

次に、当該施設が建築基準法第 51 条ただし書き許可を必要とする理由でございます。

産業廃棄物処理施設においては、廃プラスチック類、木くず、がれき類の「一日あたりの処理能力が5トン」を超える破碎施設を設置する場合、建築基準法第 51 条のただし書きの許可が必要となります。

このたびの申請は、破碎施設を設置する産業廃棄物処理施設の新築であり、この破碎施設の処理能力が、5トンを超えることより、許可が必要となります。

都市計画区域内における産業廃棄物処理施設でありますので、その敷地の位置を都市計画決定をするのが基本ではございますが、本施設は民間の施設であり、施設の永続性を考慮し、都市計画決定は行わず、施設の位置の都市計画上の適否について、本審議会に諮問をさせていただきました。

それでは、申請概要等についてご説明いたします。

申請者は、広島県呉市広多賀谷 1 丁目 9-30 株式会社こっこー 代表取締役社長 槇岡 達也様でございます。

申請者は、昭和 50 年 1 月より、当該地において、産業廃棄物の中間処理を行う産業廃棄物処理業を運営しております。

申請位置は、東広島市西条吉行東 2 丁目 1-54 でございます。

申請地は、都市計画区域の市街化区域内にあり、用途地域は工業専用地域でございます。

敷地面積は、8,331.49 平方メートル、申請建築物は 3 棟あり、建物の構造は古紙ヤード棟が鉄骨造平屋建て、がれきヤード棟が鉄骨造 2 階建て、事務所棟が鉄骨造 2 階建てとなり、敷地の主要用途は、産業廃棄物処理施設です。

当該施設の現在の主な事業内容です。3 つございます。

一つ目が、鉄・非鉄スクラップを事業所・一般市民等から買受し、工場内で切断・圧縮加工の中間処理を行い、製鋼メーカーにリサイクル製品の原料として販売しております。

二つ目が、古紙を事業所・一般市民等から買受し、工場内で圧縮加工の中間処理を行い、製紙メーカーにリサイクル製品の原料として販売しております。

三つ目が、建築工事現場から発生する金属くず・廃プラスチック類の混合廃棄物を受け入れ、工場内で圧縮加工の中間処理を行い、有価物として同業他社へ販売しております。

続きまして、この度の申請理由、今後の敷地内の事業計画でございます。2 つございます。

一つ目が、鉄スクラップの切断加工をする際に発生する廃棄物のくずをギロチンダストと言いますが、このギロチンダストを分別する作業は多大な手間を要することより、現在自社工場内で発生するギロチンダストは、埋立処分業者に処分費を支払い、処分を依頼している状況でございます。

この度、再資源化の推進に向けた取組の一環として、新たに選別・破碎施設を導入し、このギロチンダストの分別・リサイクル化を始めようとするものであります。

また、同時に同業他社のギロチンダストも受け入れ、再資源化を行おうとするものでございます。

二つ目が、建築物等の解体等に発生するレンガ・コンクリート・アスファルト等の混合廃棄物について、現在は他社へ中間処理を依頼している状況でございます。

この度の選別・破碎施設の導入により、自社内で中間処理を行えるようにし、取り扱う産業廃棄物の種類を増やし、再資源化の向上を図ろうとするものでございます。

なお、先ほどご説明致しました、従前から行っております事業も引き続き、当該地で行うこととしております。

こちらは先ほど説明しましたギロチンダストと混合廃棄物の写真となります。

ギロチンダストにつきましては、工場内で切断加工した際に発生する残渣廃棄物であり、残土・廃プラスチック・非鉄類が含まれた状態のものであります。

分別作業に手間を要することより、現在は埋立処分を行っている状況でございます。

混合廃棄物につきましては、建築物等の解体等に発生するレンガ、コンクリート、アスファルト等の廃棄物が混合状態になっているものであり、現在は中間処理施設がある他社に処理を依頼している状況です。

こちらは、破碎施設の処理能力の概要を示した表になります。

後ほど配置図で、ご説明致しますが、このたび導入する破碎施設は、がれきヤード棟に設置を致します。

許可が必要となる廃プラスチック類、木くず、がれき類の処理能力はそれぞれ、63.5t、95.9t、267.5t となっております。

なお、施設の稼働時間は朝8時から夕方5時までとなります。

こちらは、位置図です。

申請地は山陽自動車道の西条インターの南東約1キロメートルの吉行工業団地内に位置しており、赤で示した部分が申請地で、用途地域は工業専用地域でございます。

こちらは、申請地周辺の航空写真です。

赤色部分が申請敷地で、申請敷地の北側と西側は、道路を隔てて工場が、申請敷地の南側は工場が、東側は現在空き地となっている工場用地であり、その先は山林となっている状況でございます。

こちらが、この度の許可申請を行う敷地内の配置図です。

古紙ヤード棟、がれきヤード棟、事務所棟の3棟を建替え新築する計画となっております。

がれきヤード棟の中に、黄色で示しておりますのが、この度設置を計画しております、移動式の破碎施設でございます。

こちらは、廃棄物の処理フローを示した図です。

搬入された産業廃棄物のうち、ギロチンダストと混合廃棄物については、まず選別施設にかけて、廃棄物の種類毎に分別されます。

その後、破碎施設で破碎処理され、保管・搬出される流れとなります。

金属くずとがれき類については、選別施設にはかけられず、そのまま破碎施設で破碎処理された後に保管・搬出される流れとなります。

こちらは、今説明致しました処理フローの流れをがれきヤード棟内の平面図で表したものととなります。

平面図の左上にギロチンダストと混合廃棄物の搬入時における保管場所があり、平面図の下にある選別施設にかけ、廃棄物の種類ごとに分別されたあと、建物の中央で移動式の破碎施設により破碎処理を行い、搬出する流れとなります。

続きまして、許可に係る審査事項及び評価についてご説明いたします。

本件の審査項目につきましては、

- ①「施設の位置」
- ②「道路幅員等」の交通環境
- ③「施設計画」における環境保全対策
- ④その他

について、項目別に審査を行いました。

一つ目の審査項目「施設の位置」についてです。まず、申請地の用途地域です。

工業専用地域に位置しており「準工業地域、工業地域及び工業専用地域に位置すること」との基準を満たしております。

次に、主要な公共施設や、住居系用途地域までの距離です。

- ・直近の小学校まで 約 510 メートル
- ・直近の病院まで 約 690 メートル
- ・直近の住宅まで 約 205 メートル
- ・直近の街区公園まで 約 460 メートル
- ・黄色で示しております、住居系の用途地域まで 約 860 メートル

となっており「主要な公共施設や、住居系の用途地域からの距離が 200 メートル以上離れていること」との基準を満たしております。

二つ目の審査項目「道路幅員等」の交通環境についてです。まず、道路幅員です。

東側前面道路の市道、賀茂工業団地7号線の幅員は 9.4 メートルとなっており「幅員9メートル以上有する道路に面すること」との基準を満たしております。

次に「搬出入経路の通行の安全上の確保」です。運搬経路は国道 375 号線及び市道を利用しています。

国道から申請敷地に至るまでの経路は、全て幅員9m以上の道路となっており、大型車が通行する幅員としては支障ないものと考えております。

また、本施設における現状の交通量は昼間の12時間において99台、往復198台となっており、今後は、将来計画も含め最大5台、往復10台程度の増加見込みで、

増加台数は微増であり、通行に際して周辺の市道及び国道への影響は少なく、安全上支障ないものと考えております。

三つ目の審査項目「施設計画」についてです。まず、駐車場の確保です。

職員・来客用駐車スペースを右上の青色部分に、産業廃棄物搬出入車両用待機スペースを黄色部分に設ける計画です。

敷地内において、来客や職員の車両、産業廃棄物の搬出入車両など、全ての車両を駐車できるスペースが確保されており「機能に応じた駐車場の確保」との基準を満たしております。

次に、「環境保全対策」です。

生活環境影響調査を実施し、施設の稼働に伴う騒音・振動について、2個所の地点で検討を行っております。

騒音は、昼間に59デシベルと、規制基準である60デシベルを下回る計画であること。

振動は、61デシベルと、規制基準である65デシベルを下回る計画であることを確認しております。

なお、今回の破碎施設は、昼間だけの稼働であり、夜間の稼働は計画されておられません。

その他、大気汚染については、現在の敷地内の粉じん濃度が0.04mg/m³であり、不快感の指標0.6mg/m³を大きく下回っていること。

また、本施設の破碎作業は屋内での作業であり、集じん機も設置し周辺への粉じん飛散防止対策を行うことから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えております。

悪臭対策につきましては、現在の臭気指数は10未満であり、規制基準値の15を下回っております。

また、廃棄物は建屋内にて保管し、廃棄物の長期間の保管は行わず、速やかに処理して搬出するため、周辺環境への影響は少ないものと考えております。

水質については、破碎処理する工程内で排水は発生致しません。

以上より「水質汚濁・大気汚染・騒音・振動及び悪臭の実態について」環境保全上、支障がないものと考えております。

四つ目の審査項目「その他」についてです。

「地域の理解」につきましては、近隣の自治会に本計画について説明を行い、本事業について、ご理解を得ております。

また「廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可」につきましては、広島県に申請され、既に令和7年2月に許可済みとなっております。

以上の4つの審査項目につきまして、項目別に、審査・評価した結果、敷地の位置は、都市計画上支障がないものと判断致しました。

以上で、「第2号議案」の説明を終わります。

ご静聴ありがとうございました、ご審議の程どうぞよろしくお願い致します。

○藤原会長 はい、それでは審議に入りたいと思います。

まずこちらの会場で何かご質問ご意見等、ございましたら挙手をお願い致します。

はい、お願いします。

○中原委員 リサイクルを進めるという施設だということで、環境的には前向きな施設だと捉

えておりますが、一つお聞きしたいのは、新たに設置する破砕施設の導入によって、計画処理能力が3種類の処理品目、それぞれトン数が記載されているのですが、この新しい施設が導入されることによって「どれくらい処理能力が増えることになるか」という点については、数字はありますか？

○東広島市 先ほど、説明を致しました各品目別の処理能力、廃プラスチック類で63.5t、木くずで95.9t、がれき類で267.5tという数字になっておりますが、この度設置致します機械をフル稼働した場合の処理量でございます。

実際に、事業者の方からお聞きしている処理の内容ですが、1日あたりの、この破砕施設で処理する量は20tという状況でございまして、この破砕機の処理能力としては、これだけの処理をするようなものを設置はするんですが、実際に処理を行う量としては最大1日20tです。

○中原委員 ありがとうございます。

そうするとこの20tの内訳が、これ例えば全部足すと、300 まあ400t近い処理能力になります。

そのうち20tしか処理しないということでもいいのですか？

○東広島市 そうですね。

いま全部足して400tという話がございましたが、廃プラ63.5t、木くず95.9t、がれき267.5tというのは、この1つの品目を、朝8時から17時まで廃プラスチック類をずっと処理した場合、63.5t。

木くずだけをずっと処理したら95.9t、がれき類だけを処理すると267.5tという、それぞれの品目ごとの最大量がこの数字でございます。

実際はですね、一日20tというのは想定の話にはなってくるので、実際はもっと変わってくる可能性はあるのですが、今お聞きしている話では、どの品目を処理するかは分からないですけども、一番処理したとしても1日20t、例えばここでいう廃プラスチック類を1日処理したとしても20tが最大ということを聞いております。

○中原委員 今まではどれくらい処理をしていましたか？

○東広島市 今まではですね、破砕施設が無かったので、全く処理はしていないという状況です。

今までは圧縮処理をしている状況だったので、破砕はこの度初めて行うという状況です。

○中原委員 17ページの道路幅員等で、要するに搬入搬出の運搬経路交通量の調査結果があるんですが「最大5台、往復10台交通量が増えると想定される」という記述なんですけど、これは「20tの破砕施設で出てくるものが増えるから」これだけトラックが増えると。

○東広島市 そのとおりでございます。

○中原委員 ということは、これはフル稼働するということは、ほとんどない？

○東広島市 そうです。

○**中原委員** 想定は 20t ぐらいで、この事業者としては運営するというふうな前提ということ
で？

○**東広島市** 当然これが大きく変わってくると、今日ご説明した内容と大きく変わってくるの
で、それはまた改めて協議が必要かなとは思っております。

○**中原委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**藤原会長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それではオンラインの参加の皆様方にお尋ねします。

何かご意見等ございましたら挙手をお願いします。

特に無いようでございますので、第2号議案につきまして、その施設の位置について都
市計画上支障ないものと認めてよろしいでしょうか。

○**委員一同** 異議なし。

○**藤原会長** 異議ございませんので第2号議案について都市計画上支障ないものと認めま
す。

以上をもちまして、本日の議事は終了することになりますが、事務局から何かございま
すか。

それでは本日の議事は以上をもちまして全て終了致します、ありがとうございます。

オンラインでの参加の皆様もありがとうございました、ありがとうございました。

事務局にお戻します。

3 閉会

○**司会** 藤原会長ありがとうございました。

委員の皆様には、ご多忙のところ長時間にわたるご審議をいただき、誠にありがとうござ
いました。

次回の審議會は令和8年2月を予定しております。

調整次第ご案内致しますのでどうぞよろしくお願い致します。

以上をもちまして第 257 回広島県都市計画審議會を閉会します。

本日はありがとうございました。

閉会 14:25

広島県都市計画審議会委員名簿

R7.8.8現在

2条1項1号委員（学識経験のある者）

	氏	名	役	職	名	摘	要
○	たか	ば	とし	お			
	高	場	敏	雄	広島商工会議所副会頭		
×	わた	なべ	かず	なり			
	渡	邊	一	成	福山市立大学教授		
○	ふじ	わら	あき	まさ			
	藤	原	章	正	広島大学教授	会長	
○	にし	な	だい	さく			
	西	名	大	作	広島大学教授	会長代理	
○	おお	た	いく	こ			
	太	田	育	子	広島市立大学教授（オンライン）		
○	むら	た	わ	か			
	村	田	和	賀	県立広島大学准教授（オンライン）		
×	ひやく	たけ		こ			
	百	武	ひ	ろ	県立広島大学教授		
×	か	こ	がわ	みどり			
	水	主	川	緑	特定非営利活動法人府中ノアンテナ代表理事		

2条1項2号委員（関係行政機関の職員）

	氏	名	役	職	名	摘	要
○	すぎ	なか	よう	いち			
	杉	中	洋	一	中国地方整備局長（代理）		
○		ごう	たつ	や			
	郷		達	也	中国四国農政局長（代理）		
○	かね	こ	のぶ	ひさ			
	金	子	修	久	中国運輸局長（代理）（オンライン）		
○	もり	もと	あつ	し			
	森	本	敦	司	広島県警察本部長（代理）		

2条1項3号委員（市町長を代表する者）

	氏	名	役	職	名	摘	要
×	いま	え	とし	ひこ			
	今	榮	敏	彦	竹原市長		
×	よし	だ	たか	ゆき			
	吉	田	隆	行	坂町長		

2条1項4号委員（県議会の議員）

	氏	名	役	職	名	摘	要
○	う	だ	しん				
	宇	田	伸	県議会議員			
○	き	ど	つね	ひろ			
	城	戸	常	太	〃		
○	とみ	なが	けん	ぞう			
	富	永	健	三	〃		
○	まつ	おか	ひろ	みち			
	松	岡	宏	道	〃		
○	なか	はら	こう	じ			
	中	原	好	治	〃		
○	くり	はら	しゅん	じ			
	栗	原	俊	二	〃		
○	みや	ざき	やす	のり			
	宮	崎	康	則	〃		

2条1項5号委員（市町の議会の議長を代表する者）

	氏	名	役	職	名	摘	要
×	はち	じょう	のり	ひこ			
	八	條	範	彦	広島市議会議長		
○	くわ	ばら	きみ	はる			
	桑	原	公	治	海田町議会議長（オンライン）		